

# 第1部 総論

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

#### (1) 背景

介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

総人口が減少に転じる中、高齢者人口は今後も増加し、高齢化は進展していくと予測され、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)を深化・推進されてきたところです。

2025年が近づく中で、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)には、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えると見込まれています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口は増加傾向となり、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17年(2035年)頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年(2060年)頃まで増加傾向にあることが見込まれています。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

さらに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性も高まっています。

今後は、必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、介護サービス基盤の計画的な整備や地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となります。

## (2) 趣旨

本計画は、こうした状況を踏まえ、高齢者福祉サービスの整備（共助・公助）を検討し、多くの高齢者が健康で、仕事や地域の中の活動などで役割を担いながら活躍できる取組（自助・互助）の充実を図っていくとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を目指し、2040年を見据えた中長期的な計画である『霧島市すこやか支えあいプラン2024（第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）』として策定するものです。

## (3) SDGsとの関連

平成27年の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とその17の「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。SDGs（Sustainable Development Goals）では、「誰一人として取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられています。

SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という考え方は、住民一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、それを地域全体で支えることですべての世代が健康でいきいきと暮らせるまちを目指す本市の高齢者施策と一致するものです。

本市では、第二次霧島市総合計画後期基本計画において、施策ごとにSDGsの目標を関連付け、SDGs推進に取り組むこととしています。



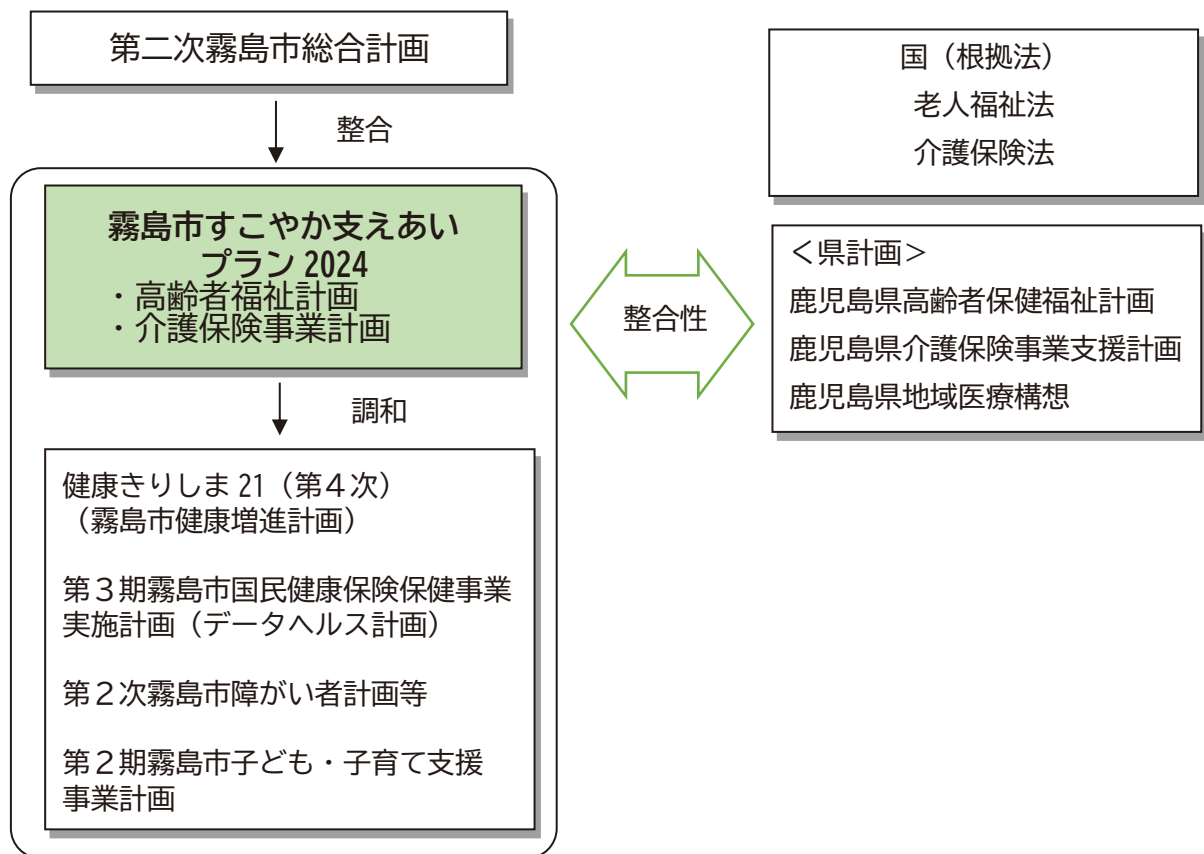
## 2 計画の位置付け

### (1) 法的根拠及び上位・関連計画

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に定める市町村介護保険事業計画を3年1期として策定するものであり、令和2年3月に策定した第9期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の見直しを行ったものとなります。

また、本市においては「第二次霧島市総合計画」を、まちづくりの行政運営指針の最上位計画として位置付けており、本計画は、実施計画として、主に高齢者に関する施策の方針を掲げるものです。

#### ■上位・関連計画



#### ◆<参考>法令の根拠（抜粋）

【老人福祉法第20条8第1項】

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

【介護保険法第117条第1項】

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

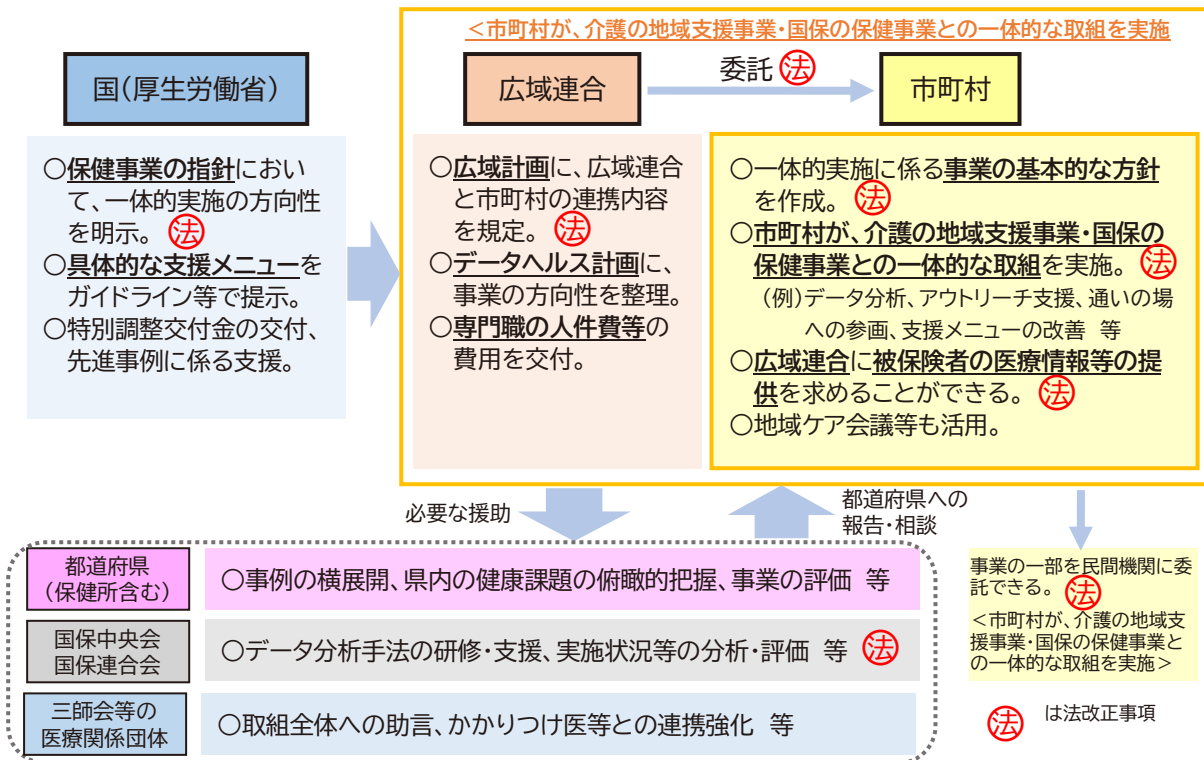
## (2) データヘルス計画との関連

本市では、高齢者人口は今後も増加していくと予想しており、医療費の増加を予防し社会保障制度維持のため、保健、医療、介護それぞれの部門が連携し、健診データや保険診療データ、介護保険データを活用した分析及び分析結果に基づく一体的な事業の展開や保険給付適正化に取り組む必要があります。また、地域包括ケアシステムの構築のためにも保健、介護部門の連携は不可欠です。

このようなことから、本計画は、保健事業実施計画（データヘルス計画）との整合、調和を図っています。

### ■関係機関の連携（イメージ）

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。



資料：厚生労働省「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版」

### (3) 始良・伊佐地区 地域医療構想との整合性

地域医療構想は、少子高齢化が急速に進む中、団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年（2025年）に向け、病床の機能分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図るために、病床機能ごとに令和7年（2025年）の必要量を推計し定めることとされています。

平成28年に鹿児島県で「地域医療構想」が策定され、地域の実情に応じた合意形成がなされるよう、構想区域ごとに医療関係者や介護保険者などで構成する「調整会議」を設置し、協議を進めています。

本市は「始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議」の委員として、介護施設や在宅医療等に係る追加的需要を踏まえ、在宅医療の整備目標及び介護サービス見込み量等について協議を行い、その議論の結果を共有して、医療計画と第9期介護保険事業計画の整合性の確保を図っているところです。

病床機能報告制度の推移及び必要量との差

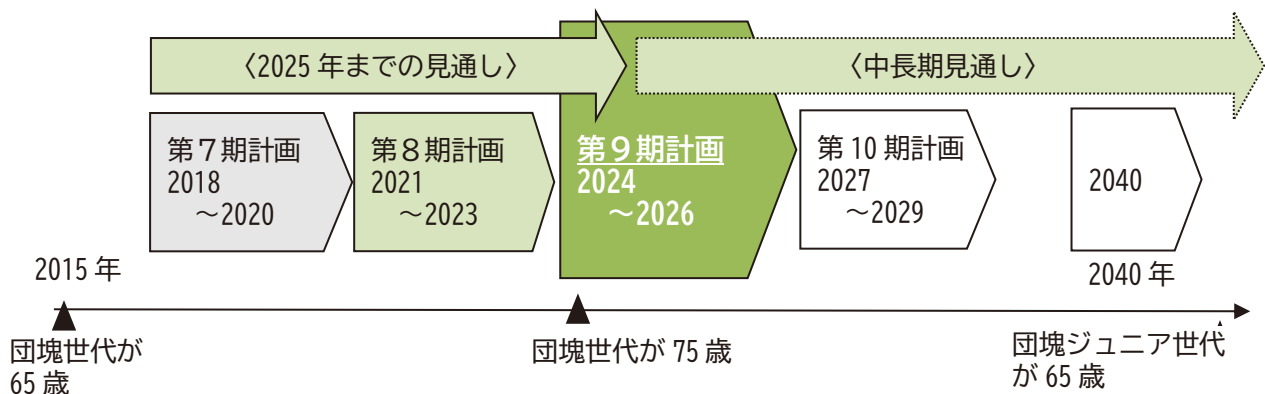
医療機能	病床機能報告 確定値						③ 必要量	必要量との差	
	H29	H30	R1	R2	R3			R3 ①-③	2025 (R7) ②-③
					2025 (R7) 見込				
高度急性期	17	0	0	0	0	0	125	△125	△125
急性期	1,309	1,429	1,439	1,470	1,542	1,528	699	843	829
回復期	844	901	925	948	883	897	1,093	△210	△196
慢性期	1,761	1,727	1,564	1,442	1,455	1,429	1,005	450	424
休棟等	218	203	238	196	173	127	—	173	127
(再開予定)	—	155	199	161	141	56	—	—	—
(廃止予定)	—	48	39	35	32	71	—	—	—
介護保険施設等	—	—	—	—	—	72	—	—	—
計	4,149	4,260	4,166	4,056	4,053	4,053	2,922	1,131	1,059

出典：令和5年度第1回始良・伊佐保健医療圏地域医療構想調整会議資料

### 3 計画の期間

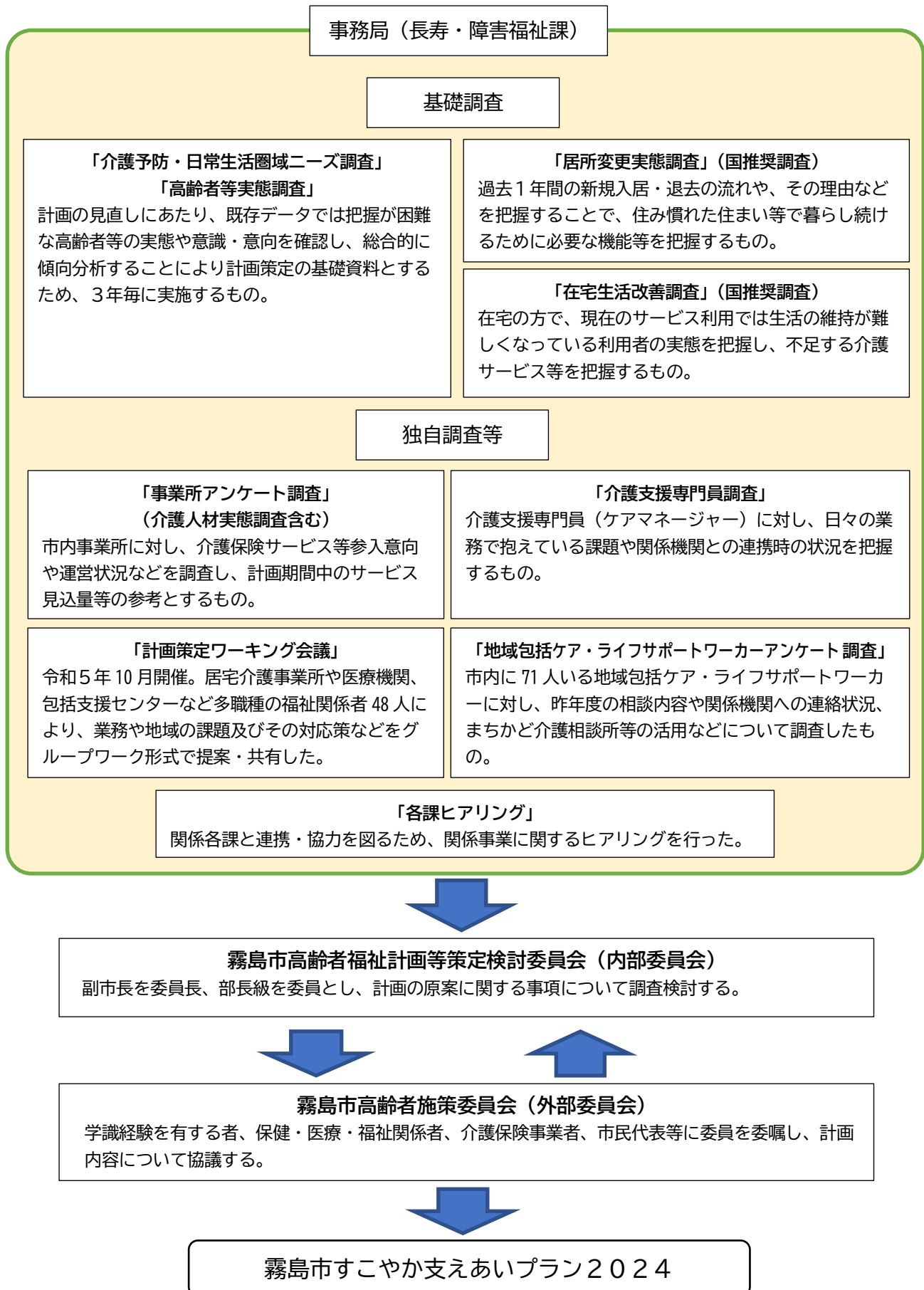
介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第9期介護保険事業計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）となります。老人保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画も令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）とします。

第9期介護保険事業計画は、第6期からの「地域包括ケア計画」としての位置付けを承継し、令和22年度（2040年度）を見据えた中長期的なサービス・給付・介護保険料等を視野に入れた施策の展開を図ります。



※上記表中、第〇期計画は、介護保険事業計画を指します。

## 4 計画の策定体制



## 5 第9期介護保険事業計画策定に向けた国の方向性等

## (1) 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律における介護保険関係の主な改正事項

<b>I. 介護情報基盤の整備</b>
<p>○ 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け</li> <li>➢ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする</li> </ul>
<b>II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化</b>
<p>○ 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け</li> </ul> <p>※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表</li> </ul>
<b>III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務</b>
<p>○ 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など</li> </ul>
<b>IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化</b>
<p>○ 看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など</li> </ul>
<b>V. 地域包括支援センターの体制整備等</b>
<p>○ 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施可能とする など</li> </ul>



## (2) 第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

<b>1. 介護サービス基盤の計画的な整備</b>
<p>①地域の実情に応じたサービス基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要</li> <li>・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要</li> <li>・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要</li> </ul> <p>②在宅サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及</li> <li>・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要</li> <li>・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実</li> </ul>
<b>2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組</b>
<p>①地域共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進</li> <li>・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待</li> <li>・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要</li> </ul> <p>②医療・介護情報基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備</li> </ul> <p>③保険者機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化</li> </ul>
<b>3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施</li> <li>・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用</li> <li>・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進</li> </ul>